

報告書

※ 管理番号	
※ 受付年月日	年 月 日

製 品 名 ※品名（ブランド名） は、「品名（ブランド名）」欄に記載すること。	品名 （ブランド名）				
	機種・型式		(生産地名：)		
事故発生年月日	年 月 日	午前・午後	時頃		
火 災 の 有 無	1.有 2.無	一酸化炭素中毒の有無	1.有 2.無	製品被害の有無	1.有 2.無
人 的 被 害 区 分	①死亡（ ）名				
	②負傷又は疾病（治療に要する期間が30日以上のもの）（ ）名 (以下の後遺障害が発生した場合は、該当する障害の延べ人数を記入すること。) 1.視覚障害（ ）名 2.聴覚又は平衡機能の障害（ ）名 3.嗅覚の障害（ ）名 4.音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害（ ）名 5.肢体不自由（ ）名 6.循環器機能の障害（ ）名 7.呼吸器機能の障害（ ）名 8.消化器機能の障害（ ）名 9.泌尿器機能の障害（ ）名				
	③負傷又は疾病（治療に要する期間が30日未満のもの）（ ）名 (以下の後遺障害が発生した場合は、該当する障害の延べ人数を記入すること。) 1.視覚障害（ ）名 2.聴覚又は平衡機能の障害（ ）名 3.嗅覚の障害（ ）名 4.音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害（ ）名 5.肢体不自由（ ）名 6.循環器機能の障害（ ）名 7.呼吸器機能の障害（ ）名 8.消化器機能の障害（ ）名 9.泌尿器機能の障害（ ）名				
	④人的被害なし				
事 故 内 容	①事実関係（事故発生時の状況、経緯等）				
	当該機種・型式による重大製品事故の発生件数： 件（本件を除く。）				
	②事故発生の原因 1.設計不良 2.製造不良 3.使用部品又は材料の不良 4.経年劣化 5.表示の不備 6.取扱説明書の不備 7.据付・工事の不良 8. 調査未着手又は調査中のため不明 9. 調査不能のため不明 10.その他（ ） (以下、詳細を記述すること。また、8.を選択した場合は、調査方針、調査時期等、今後の予定についても記述すること。)				
	③事故に係る再発防止の措置 1.製造の中止 2.輸入の中止 3.販売の中止 4.製品の改良 5.製造工程の改善 6.品質管理の強化 7.製品の回収 8.製品の点検・修理 9.消費者に注意喚起 10.表示の改善 11.取扱説明書の改善 12.特に措置しない 13.検討中 14.その他（ ） (以下、今後販売する製品及び既販品に係る再発防止措置について、詳細を記述すること。また、13.を選択した場合は、対応方針、対応時期等、今後の予定についても記述すること。)				
	④当該事故原因を調査した機関等の名称及び連絡先 (名称)： (連絡先)：				

	⑤事故品を保管している機関等の名称及び連絡先 (名称) : (連絡先) :
事故を認識した契機	(認識した契機) :
	(認識した年月日) 年 月 日 午前・午後 時頃
事故発生場所 ※住所は、都道府県から記載すること。	● (住所) :
	(具体的場所) :

☆当該機種・型式の製品に関する製造時期及び数量	(時期) : 年 月 日 から 年 月 日まで
	(数量) :
☆当該機種・型式の製品に関する輸入時期及び数量	(時期) : 年 月 日 から 年 月 日まで
	(数量) :
☆当該機種・型式の製品に関する販売時期及び数量	(時期) : 年 月 日 から 年 月 日まで
	(数量) :

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づく本報告書の開示請求があった際、☆印の項目に係る記載内容を開示することについて特段の支障がある場合は、以下の□を黒く塗りつぶすこと。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求があった際、☆印の項目に係る記載内容を開示することについて特段の支障がある。

製造・輸入事業者の名称（法人名／個人事業主名等）、所在地等	(名称) : (報告者の業種) 1.製造事業者 2.輸入事業者(※) (届出の有無) 1.有 2.無 「1.有」の根拠となる法律名 : 1.電気用品安全法（旧：電気用品取締法） 2.液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 3.ガス事業法 4.消費生活用製品安全法
	(所在地) : (電話番号) : (担当部署) : (担当部署電話番号) : ● (担当者役職) : ● (担当者氏名) : ● (電子メールアドレス) :
所属の業界団体名及び同所在地	(名称) :
	(所在地) : (電話番号) :
※ 特定輸入事業者の場合、国内管理人の名称、所在地等	(名称) : (所在地) : (電話番号) : ● (担当者氏名) : ● (電子メールアドレス) :

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

2 ●印の項目に係る記載内容（事故発生場所（住所）については、町村以下の部分に限る。）については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求があった場合においても原則不開示とするが、法人役員の役職及び氏名その他既に公表されているものについては開示される。